

《記事》

淡新檔案と石碑

——淡新檔案 12508 の「嚴禁自尽図頼」の石碑——

鈴木 秀光

清代において、何らかの禁令を民衆に周知する際、それを石碑として刻むことはよく行われたことである⁽¹⁾。小文は、そうした石碑のうち、淡新檔案 12508 に現れる「嚴禁自尽図頼」の石碑に関して簡単な紹介を試みるものである。

1. 淡新檔案12508

淡新檔案 12508（後述の台湾大学典藏數位化計画の HP の「淡新檔案」の項目において、全体をカラーで閲覧することが可能）は、光緒 2 年に福建巡撫の丁日昌が、台湾全土に対して「自尽図頼」に関する告示の掲示を通達したことにに関する内容である⁽²⁾。これに関して、丁日昌は自らの上奏の中で、

臣は今年着任して以降、各情を調査して、民衆に捐納や補助費を割り当てることや、州県の倉穀、自尽命案で他者を巻き込んで迷惑をかけること、および牛捐の諸弊政について、厳しく止めさせた。ただ庁・県が陽奉陰違となることを恐れ、さらに命じて、告示を石に刻んで多く拓本を取り、それを各郷に貼らせ、民衆に永遠に周知させて、再び騙されて金銭をまきあげられないようにした。

と述べている⁽³⁾。淡新檔案 12508 からは、この上奏で言及される拓本に取った告示について、それが巡撫から下された淡水庁⁽⁴⁾においてどのように扱われたかを知ることができる。

淡新檔案 12508 の構成と大まかな内容は以下の通り。

- 1：福建巡撫からの淡水庁への札（光緒 2 年 7 月 30 日）。巡撫から告示 50 枚を下し、それらを各所に貼付するとともに、この告示の石碑を作成して城門に設置し、その拓本を取って巡撫に送ることなどを命じている。
- 2：巡撫から下された告示の拓本（光緒 2 年 7 月 20 日）。3 で「存案」とされたものか。
- 3：4 に付された清摺稿。48 枚の掲示場所、1 枚を石碑作成用とすること、1 枚を「存案」とすることが記されている。

4：淡水庁から福建巡撫への申稿（光緒 2 年 8 月 21 日）。1 に対する復命。

5～6：淡水庁の単稿（光緒 2 年 8 月 22 日）。対保頭役に対して、告示の貼付と郷保・総甲から収管状を取ることを命じている。貼付する地名とその担当が示されている。

7：8 に付された告示の原稿。内容は 2 と同じ。

8：台湾府から淡水庁への移（光緒 2 年 8 月 23 日）。巡撫から府に来た 1 の内容の札を、淡水庁に伝達するもの。

9：一皂頭役からの稟（9 月 7 日）。貼付の復命。収管状 3 枚が付されている。冒頭部分に書かれた批で、石碑の作成状況の調査と完成後に拓本を取ることを指示している。

10～12：9 に付された収管状（いずれも光緒 2 年 9 月 7 日）。順に、一保保長、本城総甲、竹北二保郷長からのもの。

13：二快頭役からの稟（9 月 10 日）。貼付の復命。収管状 5 枚が付されている。

14～18：13 に付された収管状（いずれも光緒 2 年 9 月 10 日）。順に、拳山保郷・保長、石碇保郷・保長、大加蚋保郷・保長、奎府聚街郷・保長、擺接保郷・保長からのもの。

19：三快頭役からの稟（9 月 14 日）。貼付の復命。収管状 2 枚が付されている。

20～21：19 に付された収管状（いずれも光緒 2 年 9 月 14 日）。順に、海山保郷長、桃澗保郷・保長からのもの。

22：二皂頭役からの稟（9 月 17 日）。貼付の復命。収管状 8 枚が付されている。

23～30：22 に付された収管状（いずれも光緒 2 年 9 月 17 日）。順に、三貂保保長、大雞籠澳保、金包里郷保、八里坌保郷・保長、芝蘭三保郷・保長、芝蘭二保郷長、芝蘭一保郷・保長、興直保郷・保長からのもの。

31：淡水庁から巡撫等への詳・牒稿（光緒 2 年 9 月 27 日）。告示の貼付や石碑を立てたことを報告するもの。淡水庁には拓本を上手に取れる者がいないため、石碑の拓本が不鮮明になってしまったことについて書き加えられている。

32：台北府から新竹県への札（光緒 5 年 6 月 4 日）。福清県が「藉命図詐」の事件で鎖礮三年を詳請したことに対して督撫が軽すぎると判断したことなどについて、按察使から府を通じて各属に通達したもの。

以上のうち、最後の 32 は時期的にも内容的にも丁日昌の通達と直接関係するものではない。それを除いた 31 までを見ると、丁日昌が上奏するように、「自尽命案」の告示が管

の間で多少の語句の省略や異動が見られるが、同定には支障がない程度に止まる)。この告示 48 枚が管轄内の各地に掲示されるとともに城門にも同内容の石碑が設置されたとすれば、人々がこれらの条文に接する機会は普通に存在したと考えられる。そもそも文字が読めなければ仕方がないという問題はあるものの、当時において人々が成文法に直接接する機会を考えるに際して、具体的な証拠の一つとなり得るものではなかろうか⁽⁶⁾。

2. 石碑の状況

淡新檔案 12508 に現れる告示の貼りつけや石碑の設置に関して、丁日昌の上奏からすれば、それは淡水庁のみならず当時の台湾全体で行われたと想定される。このうち告示については紙の貼付であるため（淡新檔案に残されているものを除けば）現存は望めないであろうが、石碑については現在もなおその痕跡を確認することができる。

(1) HP 等の情報

上述のように、淡新檔案 12508 に現れる「嚴禁自尽図頼」の石碑は台湾各地に設置されたと考えられるが、いくつかの HP においてその一部を画像で確認することができる（以下の HP はすべて 2017 年 6 月 5 日に閲覧）。

一つは、台湾大学の「台湾大学典藏數位化計画」という HP である⁽⁷⁾。上述のように、この HP の「淡新檔案」という項目では淡新檔案の一部についてカラーで閲覧できるが、それ以外に「拓碑」という項目があり、そこには台南および宜蘭にあったとされる「嚴禁自尽図頼」の石碑が掲載されている。前者の台南については、日本統治期に開山神社（現在の延平郡王祠）にあったもので、現在は大南門碑林に存在すると記されている。後者の宜蘭については、日本統治期に宜蘭にあったもので、現在は存在しないと記されているほか、光緒元年に噶瑪蘭庁から宜蘭県に変わったにも関わらず、光緒二年に建てられたこの石碑はなぜか噶瑪蘭庁になっていると記されている（この点、淡新檔案と同様の状況が生じていたようである）。

もう一つは、国家図書館の「台湾記憶」という HP である⁽⁸⁾。この HP の「史料」という項目内の「台湾碑碣拓片」という項目の中に、三つの「嚴禁自尽図頼碑記」が掲載されている。そのうちの一つは「台湾大学典藏數位化計画」の HP にもある台南の大南門碑林のものである。残り二つのうち、一つは屏東県恒春鎮（清代に恒春県城があった場所）にあったもので、HP では恒春鎮南門路の南門に存在することが記されている。もう一つは台中県東勢鎮（現在は縣市合併により台中市東勢区となる）巧聖仙師廟に存在するもので、

これは本来「二石合刻」であったのが後半部分の一石が失われたため、前半部分の一石しか残っていないと記されている（なお著者が見る限り、巧聖仙師廟のものとして HP 上に掲載されている石碑のモノクロ画像は、不鮮明ではあるものの内容的に明らかに異なっていると思われるため、おそらくは別の石碑が誤って掲載されているのではなかろうか）。後二者の説明によると、現存の実物として台南と恒春のものがあり、部分的に残存するものとして巧聖仙師廟のものがあると述べられている。

なお巧聖仙師廟の石碑に関しては、台中市文化資産処 HP ⁽⁹⁾ の「文化資産」の「古物」の項目において、カラー画像の閲覧が可能である。

以上の HP 情報のほか、『新竹県采訪冊』には、新竹県に存在した石碑について、その内容とともにそれが県城西門の左側に存在したこと、また『鳳山県采訪冊』にもまた、鳳山県に存在した石碑について、その内容とともにそれが県城北門外側の東壁に存在したことが記されている ⁽¹⁰⁾。

(2) 石碑の現物および複製（2015 年 3 月現在）

著者は 2015 年 3 月に台湾に渡航した際、上記 HP 情報を元に、現存するとされる石碑を見るべく現地を訪れた。以下、その時の情報を簡単に記することとする。

① 台南市大南門碑林

大南門にある碑林【写真】は、その名の通り数多くの石碑が集められているが、その中に「嚴禁自尽図頼」の石碑も存在する。「嚴禁自尽図頼」の石碑は摩耗しているため、素人目には内容を判読することが困難である。石碑下部に、中英日三ヶ国語による簡単な解説のパネルが設置されている。中文の解説を示すと以下の通り。



碑名：嚴禁自尽図頼碑記

年代：清光緒二年七月（1876）

福建巡撫丁日昌所頒告示、勒石台湾府各地城門。文中規定、只需摹拓此告示、即可赴官呈訴申冤、允為特色。

② 屏東県恒春鎮

上記 HP 情報によれば南門に石碑があるとされているが、現在、南門に石碑は存在しない。これに関して、恒春の観光パンフレットの「南門」の項目には、「城門北側有「禁自尽図頼碑」、原碑立於西門、道路拓寛時一度遭棄置、現已遷回西門旧址」と記されている⁽¹¹⁾。

現在、西門の城内側に「嚴禁自尽図頼」の石碑は存在するが、それは現物ではなく複製である【写真】。複製であるため文字は鮮明で完全に判読可能であるが、文字の一部が抜けていることからすれば、現物そのままの形で複製にしたと考えられる。複製は、石碑裏面の記載によると 2009 年に作られたようである。現物について、同地の観光案内所で聞いてみたところ、県の文化処に収蔵されているとのことであった。



③ 台中市東勢区巧聖仙師廟

東勢区は台中の市街地から北東方面に直線距離で 20km ほどのところにあり、当時は彰化県に属していた。この東勢区にある巧聖仙師廟【写真】の中には、「嚴禁自尽図頼」の石碑を含めた複数の石碑がガラスケースに入れられた形で保存されている。「嚴禁自尽図頼」の石碑は、上記 HP 情報にあるように前半部分のみ残っている。先に提示した淡新檔案の告示でいえば、前から 12 行目の末尾の「罪戾」までが残存しており、以降の部分が失われている。残存部分は、摩耗により判読できない部分がいくつか存在するものの、比較的判読可能なものであった。



この石碑について、由来に関する説明が全く無いため、なぜこれがここにあるのかは不

明である。淡新檔案からすると、石碑は県城の城門に建てられたと考えられるが、東勢は彰化からは大分離れているため、県城の石碑とは別に東勢にもたらされた告示を元にして石碑が作られたのであろうか。

④（附）新竹市旧西城門付近

『新竹県采訪冊』では県城西門の左側に存在したとあるが、現在の新竹には東門以外の遺構は残っておらず、わずかに西門があった付近の歩道に簡単な説明板が埋め込まれているのみである【写真】。

新竹の街中には清代の石碑がいくつか残ってはいるが、「嚴禁自尽図頼」の石碑については残存していないようである。



- (1) こうしたことに着目した近年の研究として、例えば李雪梅『法制“鏤之金石” 伝統与明清碑禁体系』（中華書局、2015年）などが存在する。
- (2) 12508を含め、淡新檔案に現れる告示や石碑については、呂紹理「「告示」：從《淡新檔案》中官府告示看市鎮訊息傳播網路」（第五屆中國近代文化問題學術研討會論文集「中國近代文化的解構與重建」2003年4月25～26日所収。「政治大學文學院機構典藏」（<http://clair.lias.nccu.edu.tw/xmlui/>）で全文が閲覧可能）を参照。
- (3) 『丁中丞政書』撫閩奏稿卷三、「參撤嘉義縣知縣片」。
- (4) 光緒2年は、すでに淡水庁から新竹県に改められた（あるいは台北府知府が知府名で県政をおこなっていた移行の）時期であるが、この檔案の光緒2年の部分では一貫して「淡水庁」として扱われている。
- (5) 『淡新檔案』第四冊（國立臺灣大學、1995年）、103頁。
- (6) 旧中国の法律の公開については、佐立治人「旧中国の法律公開の方法について」（関西大学『法学論集』66巻5・6号、2017年）を参照。

- (7) 「台湾大学典藏數位化計畫」 <http://www.darc.ntu.edu.tw/newdarc/darc/index.jsp>。
- (8) 「台湾記憶」 http://memory.ncl.edu.tw/tm_cgi/hypage.cgi。
- (9) 「臺中市文化資產處」 <http://www.tchac.taichung.gov.tw/home.aspx>。
- (10) 「在県治西門城下左畔。高五尺六寸、寛二尺三寸。座高二尺、寛二尺八寸。楷書二十一行、行四十九字」(『新竹県采訪冊』卷五、碑碣下、竹塹堡碑碣下「示禁自尽図頼碑」)。「在外北門東壁。高三尺五寸、寛四尺。正書三十三行、行三十字。」(『鳳山県采訪冊』壬部、芸文一、碑碣「丁撫憲禁碑」)。
- 『鳳山県采訪冊』は台湾通志の編纂に供するために光緒 20 年に記されたもので、『新竹県采訪冊』も同時期の同様の目的のものと考えられている。
- (11) 「**【観光指南】**台湾之美 印象恒春」(恒春鎮公所、第七版、2012 年)。